

第8回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和5年8月7日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和5年8月7日（月） 午後1時54分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和5年8月7日（月） 午後3時34分
- 4 委員氏名

(1)出席者（16名）

| | | | |
|-----------|-----------|----------|----------|
| 1番 松尾 茂敏 | 2番 内田 弘幸 | 3番 田島 真一 | 4番 池田 兼三 |
| 5番 山崎 正典 | 7番 草野 英治 | 8番 中川 實美 | 9番 徳永 玉義 |
| 11番 栄木 正孝 | 12番 鶴崎 高幸 | 13番 坂本 博 | 14番 東 康敬 |
| 15番 森崎 茂徳 | 16番 笠原 勝 | 18番 林田 剛 | 19番 馬場 保 |

(2)欠席者（3名）

| | | |
|---------|-----------|-----------|
| 6番 本田 浩 | 10番 草野有美子 | 17番 小筏 正治 |
|---------|-----------|-----------|

5 議事に参与した者

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 高木 謙次 |
| 次 長 | 内田 啓輔 |
| 参事補 | 酒井 伸也 |

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第38号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 議案第39号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 日程第6 報告第8号 非農地通知の発出について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 任期満了に伴う農業委員並びに農地利用最適化推進委員の募集要項（案）について

8 その他

午後1時54分開会

○事務局長（高木 謙次君） 皆さん、こんにちは。時間前ですけれども、皆さんおそろいのようなので、始めたいと思います。

議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言をしてください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は本田委員、小筏委員、草野有美子委員、3名の委員から欠席届が出されておりますけれども、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆さん、改めまして、こんにちは。

この間からの研修はお疲れさまでした。また、今日は、暑い中、台風も接近するという中に、ご参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、総会のほうを進めさせていただきます。

ただいまから、令和5年第8回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくをお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第12条の規定により、18番、林田剛委員、1番、松尾茂敏委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第36号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから日程第6、報告第8号、非農地通知の発出についてまでの議案4件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第36号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第36号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号31番から37番まで、7件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長お願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号31番から34番です。

申請番号31番は、県外在住の所有者で耕作できないため、譲る案件です。

案件32番は、自宅の隣地で家庭菜園程度から農業を始めるため、譲り受ける案件。

33番は、耕作できないため、近隣の農地を耕作している人へ譲る案件。

34番は、病気で耕作できない弟の農地を姉に譲り渡す案件です。

申請番号31番から34番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号31番から34番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号35番です。

35番は、耕作利便のため、譲り受ける案件です。

申請番号35番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号35番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 議席番号15番。

安いと思う。

○議長（馬場 保君） これ売る人が、黒田さんという人が、自分の家を建てて負債をかるうてしてもて。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そんな関係で。

○議長（馬場 保君） そんな関係で。早くお金がほしいということで、なっとるようでございます。

○委員（15番 森崎 茂徳君） はい、分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号36番から37番です。

36番は、耕作利便のため、譲り受ける案件です。

37番は、規模拡大のため、譲り受ける案件です。

申請番号36番から37番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号36番から37番について、ご質疑がありましたら、お願いします。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） ちょっとお尋ねですけども、今ここで、どちらも無償の譲与があるやないですか、今の37番と34番か。

この場合に、税金関係はどうなるんですか。これは同じ、例えば、親から贈与を受ける分はいいわいけど、兄弟とか、あれにはやっぱり贈与税がかかるんでしょう。

○議長（馬場 保君） 親子でもかかるでしょう。

○委員（14番 東 康敬君） 親子だったら、親が子供に贈与をするときには、贈与税猶予されるわけ。

それは、死んだときには、今度相続になってるけど、ただ、贈与された分を親が生きている頃に売れば、やられるですか。贈与税かかる。

○議長（馬場 保君） 親父が私にやって、贈与のときに、あとはやって。

○委員（14番 東 康敬君） 生前贈与の。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 誰か、説明。

○事務局長（高木 謙次君） 説明をお願いしたいんですけども。（発言する者あり）

○委員（14番 東 康敬君） 今からこういうの結構出てくるかもな。贈与税は。

○委員（2番 内田 弘幸君） この農地の評価とか価値とか、それによって贈与税がかかる範囲と、かからないとあるけん、贈与税のかかる以上の金額をすればかかるさ。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 決まっている。最低の贈与税の。

○委員（14番 東 康敬君） 贈与税、無償じゃない。無償の贈与税か。決まっていれば、50万なら50万で、贈与じゃなくて、売ったとなったときの差、差ちゅうか、どっちが有利なのか。

○委員（8番 中川 實美君） 農地としては評価がひっかけん、そのまま贈与。

○委員（2番 内田 弘幸君） ただ、雲仙市の評価と県の評価が違うけん、贈与のときは県の評価でするけん、雲仙市の評価で、これでこんくらいだったからねと思って、贈与ばしてしまえば、贈与税は県の評価でするけん、県の評価は高いですもんね。

県のほうに、ちゃんとかんくらいまでの贈与やったら、贈与税かからんというとは確認してうまくしよれば、贈与税はかからんです。

○議長（馬場 保君） 東さん、よかですね。

ほかに何か質問ございませんか。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、議案第31号、申請番号31番から37番は、申請どおり

許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第37号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書5ページを御覧ください。

〔議案第37号の朗読〕

議案書6ページ、申請番号25番から31番まで、7件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号25番から26番です。

申請番号25番は、申請地は農振白地、他の農地区分に非該当な生産性の低い農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は、福祉関係の作業所と農作業場及び駐車場です。

続きまして、26番は、農振白地、他の農地区分に非該当な生産性の低い農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は、宅地用地の一部として、主に駐車場の一部として利用される計画となっております。

申請番号25番から26番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号25番から26番について、ご質疑がありましたらお願いします。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田です。

26番のほうです。この別添の現地写真で、ここが畑となっている、1269-1の畑263m²。この写真で見たとき、小屋の建っとうごとあるとですけど、こん小屋は違反転用やなかですか。

ここ申請する前に、この違反転用がちゃんとせんことには、これは受けられんと思うんですけど。26番。

○議長（馬場 保君） 申請地の、下の段になります。

○委員（2番 内田 弘幸君） 下の段に、先のほうに小屋のあっとうとですよ。小屋と、こん地図のほうで見れば、これは畑になっとうとに、畑に小屋が建っとうと、この転用申請が受理されるて、

これが違反転用じゃなかったら問題なかでしょうけど、こっちは畑となつととうに、これはちゃんと写真が小屋の写うとうけん。

○委員（14番 東 康敬君） 敷地は、赤で畑、囲んだ分やけん。

○委員（2番 内田 弘幸君） 敷地は赤で囲んだ分やけん、それ以外は畑になる。（発言する者あり）

○委員（8番 中川 實美君） この上は住宅か。住宅の下に堆肥小屋。（発言する者あり）

○委員（2番 内田 弘幸君） これ結構長く、1269-1は長くあつとで、何か知らんけど、どう
いう関係とかなと思つて。

○委員（8番 中川 實美君） それは別なんです。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 別の小屋でやけど、畑。

○委員（8番 中川 實美君） こん上は、宅地のすぐ下にある、堆肥小屋の、何か。（発言する者あり）

○委員（2番 内田 弘幸君） 違反転用であればここは受け付けられんちゅう……。 （発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 確認に、事務局のほう。

○事務局長（高木 謙次君） ちょっと確認中ですので、後でまた報告します。

○議長（馬場 保君） ちょっといいですか、今の25番の件は、ちょっと飛ばして、次に、26番について、何か。（発言する者あり）25番だ。ないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） そしたら、次、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号27番から31番です。

申請番号27番は、農振白地、他の農地区分に非該当で生産性の低い農地で第2種農地判断しました。転用目的は駐車場用地です。

申請番号28番は、農振白地、他の農地区分に非該当で生産性の低い農地で第2種農地判断しました。申請目的は、園庭用地です。

申請番号29番は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の中の農地で、第1種農地と判断しました。本来転用できない農地ですが、例外規定の集落に接続していることから、建て売り住宅ということで許可できるものと思われま

す。30番と31番の申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中の農地で、第2種農地と判断しました。転用目的は共同住宅です。隣接していることから、一括で協議をお願いいたします。許可に関して何ら問題はないと思われま

申請番号27番から31番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号27番から31番について、ご質疑がありましたらお願いします。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 14番、東です。

前もあったけどですよ、この29、30、31番、共同住宅です。

ここら辺で、上下水道があれば、供給等あれば、大量に、それと排水問題の、悪水の排水の問題、この前、農振でも言うたけれども、広域の排水が戻ってきて満杯というか、冠水をするようなところが出てきおると、要は雨が降るたびに、そこら辺の中で、転用と上下水道の水道課のほうとの連携プレーというのは取っていかんと、いけない。

実際的に水は足りるのか、そこら辺はどうなっている。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 水道については、現在、足りないということで、千々石のほうから、水源がありまして、そっちのほう一応持ってくるように準備を進められているということで、これで水道水が確保できるということです。

あと下水については、この30番、31番、コスモスの前になりますけれども、国道の側溝に流されるということで、国交省の小浜維持出張所のほうに、一応同意は得られているということでした。

29番についても、監理課のほうで一応同意をされているということで、問題ないということです。

○議長（馬場 保君） 池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） この間から水道については、ある程度してもらって、具体的にどういうふうにして、どっから持ってくるという、そういう話はまだ聞いていないわけです。具体的な話。

○議長（馬場 保君） 局長。

○事務局長（高木 謙次君） 具体的に、一応決まっているんですけど、すみません、私ちょっとよく覚えていなくて。

○委員（4番 池田 兼三君） そんならさ、ここでで最初の説明をしてほしいです。許可をする前にさ。具体的に担当ばさ、農業委員会のとときに、説明をちゃんと確認して、説明してほしい。

○議長（馬場 保君） 担当課より、担当部署より説明をしてくれるということは、農業委員会として、そういう方向でよろしいですか。局長。

○事務局長（高木 謙次君） 水道課のほうに伝えて説明してもらえるようにお願いします。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） ほかに何かご質疑ございませんか。事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 先ほどの26番ですか、堆肥舎が建っているということで、無断転用じゃないかということですが、第4条の特認で2アール未満ということで届出が出ているということです。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） この写真等、様式はまとまってん、一番手前が堆肥舎でしょう。ずっとその堆肥舎でしょう。奥は牛舎。牛舎は3条では転用はなっとうていうことですか。ここは畑のままになっとうて。

○事務局長（高木 謙次君） 畑のままでも農業施設については、2アール未満。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2アール未満で、ここを牛舎と言われれば、牛舎はいつになられたものかな。

畑の2,863m²の中に堆肥舎のあって、ここに見える、また左のほう横さ見える、これは1275—2とか、1572—5のところ集まっている。

○委員（8番 中川 實美君） その上が牛舎。

○委員（2番 内田 弘幸君） 1275—2のとか、道というか、川にも行ける。このえらい近くに見える。

○委員（8番 中川 實美君） 川の上が牛舎になっている。

○委員（2番 内田 弘幸君） 堆肥など入れろうばってん、このほうが分からない。

今、2アール未満の届出があつとれば、それでよかですけど。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにないようですので、議案第37号、申請番号25番から31番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第38号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書8ページを御覧ください。

〔議案第38号の朗読〕

議案書9ページ、整理番号1番から議案書23ページ、整理番号26番までです。整理番号1番から6番までは貸借に係る案件、整理番号7番から9番までは所有権移転に係る案件、整理番号10番から26番までは農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式となっております。

ます。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第38号に対する質疑を行います。まず、貸借権設定に係る申請番号1番から6番について、ご質疑ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、所有権移転に係る申請番号7番から9番について、ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、農地中間管理事業に係る申請番号10番から26番について、ご質疑ございませんか。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） この13番、14番、15番が同じ、耕作者なのですが、全部一緒に、使用貸借で、面積2,318、637、1,672で、もし裏でやり取りばするぐらいなら、ちゃんと賃貸借ということでちゃんとした契約がしたほうがよかと思います。

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） これ瑞穂の案件やけど、土地を借りちよるんか、探してくれよという人が結構おるわけだ。探してもおらんわけです、誰も。

地主の人も瑞穂の人を見れば、ほとんどできない人ばかりですもんね。

だから、もう管理だけで何とかお願いをしますというところが、もう今の事情になってきている。実際的に1つの場所に5反も4反もであれば、よし借りましようと言うけど、1反5畝ぐらいとか、そんぐらいのところに点々があったって、借り手がおらんでさ。

事情的には、もう今から先は地主さんが金を出さないとやはり管理してくれないとこういう時代が来やせんかと思っているんです。

この前から農地パトロールしよって、だんだんと荒れ地、遊休農地が増えてくるのが現実やけど、これを誰が借るかといったときに、見つけきらんとさ。

これは前も、バンクのほうから、この土地があります、誰かする人を見つけてくださいという形で、お示しがあつたけど、ああいう場所を見てみれば、誰も買い手は誰もおらんということです。

だから広くて条件のいいところは、自分たちでも貸し借りの契約はできよるですたいね。そこら辺の地主さんの事情を加味しながら、貸借がもう今からは増えてくると思うんですよ。そういう状況ですわね。

○議長（馬場 保君） はい。

○委員（2番 内田 弘幸君） そういう状況は分かっておるんですけど、ただ、このあれが本当にち

ちゃんと使用貸借なのかというのは分かっておらずかなということ。（発言する者あり）分からんでしよう。そやけん、ただやり取りばするぐらいなら、ちゃんと公社ともしとったほうが地主さん的にはよかってねって思うたもんですから、もし後で作りきらんとかになったとき、病気でもうしきらんってなったときでも、今、2年間は公社が管理する、地代があれば地代も払うというあれがあるもんけん、やり取りばしよって使用貸借なら、本当に地主さんのほうがもうメリットがなかもんけんと思って、気になったもんでちょっと言いました。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第38号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第5、議案第39号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書24ページを御覧ください。

〔議案第39号の朗読〕

議案書25ページ、整理番号1番から議案書30ページ、11番までです。資料は別添3を御覧ください。

この議案については、先月までの中間管理機構を介した貸借のうち、配分先のみを変更する分が上がってきていた案件であります。基盤強化法の改正で配分先のみの変更部分が法の中で削除されていることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、（案）として作成し、承認をもらった上で農林部局へ要請するものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案39号に対する質疑を行います。質問等ありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） これは荒木辰徳さんという方なんですけど、使用貸借を6町4反もされておるけど、6町も使用貸借があるんですか。あり得ます。

○議長（馬場 保君） 18番、林田委員。

○委員（18番 林田 剛君） この荒木辰徳さんといわれる方は、お父さんが本当はこの最初に、

5番にあるように荒木和樹さんというお父さんがいらっしゃったんですけど、3月に急に亡くなられて、その息子さんであって、お父さんの名義で借りた分を、それを今度は辰徳さん名義に書き換えたんだと思うんですけど、この前、西部調査会でもちょっとお話のあったように、そのお父さんが借主で、今度は息子に代わるということでこれに上がってきている分であって、使用貸借でしてあるのは多分、基盤整備絡みで進めた、賃貸借で進めた部分で（発言する者あり）使用貸借ということで上がったので、申請を出しました。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 要は支払い、その上前か何かを払いよる可能性があるよ。

○委員（18番 林田 剛君） そうですね。基盤整備絡みでするときは、ほとんどがもう使用貸借で上げるもんですから、ここでもうどういうふうになっておるのかはちょっと。

○委員（15番 森崎 茂徳君） それ、全部大体質問はしよる。

○委員（18番 林田 剛君） そうですね。それぞれですので、そこまでもう管理できんもんやから、使用貸借でまとめて申請を上げる。恐らく水田に関しても、田原地区の水田で使用貸借で上げておるとやろうと思います。

○委員（15番 森崎 茂徳君） あんまりせんでもよかのにさ。6町4反っていうのは普通の耕作者よりも多かごたあ。

○委員（18番 林田 剛君） 全部借りておる分をここで上げておるみたいです。

○委員（15番 森崎 茂徳君） はい、分かりました。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかに質疑がないようなので、議案第39号、農用地利用集積等促進計画（案）について承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、農用地利用集積等促進計画（案）を承認することとします。

次に、日程第6、報告第8号、非農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書31ページを御覧ください。

〔報告第8号の朗読〕

議案書32ページを御覧ください。

令和5年5月に個人申請があった農地について、B分類と判定し、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第8号についてご質疑がありましたらお願いします。——ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これを持ちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもお疲れでございました。

ここで暫時休憩とします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。（発言する者あり）3時から農政に移ります。

午後2時48分休憩

.....

午後3時00分再開

○議長（馬場 保君） 定刻になりましたので、ただいまより農政推進に係る協議を行います。各委員のご協力方よろしくお願いいたします。

それでは、早速、本日の協議に入ります。

任期満了に伴う農業委員並びに農地利用最適化推進委員の募集要項（案）について、事務局の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 事務局からは、次第のとおり、任期満了に伴う農業委員並びに農地利用最適化推進委員の募集要項（案）について説明したいと思います。

資料は、一緒にお配りした募集要項（案）を御覧ください。

現在の委員さんの任期が来年の令和6年7月31日までとなっておりますので、別添の募集要項（案）のとおり募集をする予定です。

この募集要項について、少し主なところを説明いたします。

前回の募集をしたときと内容は変わっておりません。

まず、定数です。農業委員さんが19名、農地利用最適化推進委員さんが29名で、推進委員さんについては地区ごとに定数があります。定数については、裏面の地区ごとの定数表というのを御覧ください。一応、表ごとに人数が推進委員さんについては定められております。

主な業務内容として、それぞれ農業委員さん、推進委員さんの業務内容を記載しております。

報酬については、農業委員さんが月額3万4,400円、推進委員さんが3万円、下の身分については、非常勤特別職となっております。これは農業委員さん、推進委員さん共通となっております。

次の応募資格について説明いたします。まず1つ目が、市内に住所を有する方、2つ目が、市が設置するほかの附属機関等の委員になられていないことと、3つ目が、破産者でないことや禁固以上の刑に処されたりしていないことと暴力団の関係者でないこととなっております。

次の応募方法です。応募方法については、1つ目が農業者等からの推薦、それと団体等からの推薦、それからもう一つが一般募集の3つとなっております。

応募の受付期間を令和5年10月16日から令和5年の11月30日までを予定しております。

この募集要項については、雲仙市農業委員会だよりを10月に発行する予定にしておりますので、その農業委員会だよりに掲載をしようと準備を進めているところです。

裏面の選任方法です。選任方法については、農業委員さんは市長が候補者の選考をして、議会の同意を得て任命をされます。推進委員さんについては、農業委員会が推進委員の候補者の選考を行い、推進委員を決定し、委嘱をします。

下の表については、先ほど申した推進委員さんの地区ごとの定数となっております。

一応、この募集要項の内容で今年の10月16月から11月30日までの期間、募集をかけたいと考えております。

事務局からは以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、意見、質問などがありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

田島委員。

○委員（3番 田島 真一君） 募集をかけるということですが、募集をかけて自分から出るとか、そういうのがあったことがあるとですかね。（「あり得ます」と言う者あり）あると。（「うん」と言う者あり）あら。（笑声）

○委員（15番 森崎 茂徳君） それをやめさすとに一苦労さ。

○委員（3番 田島 真一君） 私のところからでは、それはもう大いに歓迎で、どうぞどうぞ。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、そういうふうになってもさ、こういう農業ばしたり、それを関係なしに出てくるけん困るとき。違うもん。

○委員（3番 田島 真一君） へえ。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そやけん、知った者、農業ばしよう者なら歓迎するとやけど、せん者が出てくるもんやけん、それが困るとき。よそから移住してきました。出ますけん。

○委員（16番 笠原 勝君） でも、ここに「農業に関する所見を有する」とか……

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、だけん、農業ば新規就農でしよったらもう推進せにやあいかん。

○委員（18番 林田 剛君） よかですか。

- 議長（馬場 保君） はい。林田委員。
- 委員（18番 林田 剛君） 女性の推進委員の何名というか、何名以上とかというのがさっきちょっとあったけど、農業の判定が公平なという、第三者的立場の委員という、そういう人数も何人って縛り、決まりは別はないの。
- 議長（馬場 保君） 決まりはなかったよね。（発言する者あり）
- 委員（18番 林田 剛君） 女性は1人以上ということ。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） 1人以上やろう。
- 委員（18番 林田 剛君） 1人以上ということ。（発言する者あり）全然女性って書いてなかけん。それだけで女性がかかり管理する。
- 事務局次長（内田 啓輔君） 募集要項にはみんな書いてある。
- 委員（18番 林田 剛君） 書いてあった。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） 書きちゃあるね。
- 委員（18番 林田 剛君） 募集要項にはなかばってん。（発言する者あり）
- 事務局次長（内田 啓輔君） 事務局です。
- 議長（馬場 保君） 事務局、説明をお願いします。
- 事務局次長（内田 啓輔君） 内田です。法律的なことをまず申し上げますと、女性とか、もしくは、性別と年齢、そういった「等」ということで書いてありますけれども、あるそういった例えば地域とかも含めまして、偏らないようにというところが法律的にはうたわれているだけで、何人以上とかそういったのはうたわれていない状況でございます。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） 推進委員は本当は1人以上。
- 事務局次長（内田 啓輔君） 偏らないようにということで書いて……
- 委員（15番 森崎 茂徳君） 「1人以上」をじゃあ入れんでよかと。
- 委員（14番 東 康敬君） 入れてくださいということが書いてある。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） いや、1人の場合がさ、どうしても旅行とか何とか、そがんときに出席せんとするとやったら、2人ぐらいしておけばなと思うとやけど。
- 委員（2番 内田 弘幸君） 半分ぐらい代われればよかな。（発言する者あり）
- 議長（馬場 保君） 鶴崎委員。
- 委員（12番 鶴崎 高幸君） 今、1人以上と言わずとは、女の人のこと今、草野さんが1人ですけど、草野さんの場合も、そうしたらこっちからお願いをして出してあるんですか。（発言する者あり）そういうことですか。
- 事務局長（高木 謙次君） いや、前回は推薦があっているみたいです。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） こっちが頼んだの。

- 事務局長（高木 謙次君） そうなんです。（発言する者あり）
- 委員（12番 鶴崎 高幸君） ということは、今もここにおらす人は、とにかく全部（発言する者あり）団体の推薦でということですか。（発言する者あり）
- 事務局次長（内田 啓輔君） 少しありましたけれども、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないというのほうたわれております。ただ、何人以上とかそういうのはないんですけども、もう一度言いますと、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないということがうたわれております。（発言する者あり）
- 委員（12番 鶴崎 高幸君） 結局、そういう人が要するに19名を超えた場合には、ここに書いてあるように、市長あたりがその選任をさせるということが出てくるんですか。
- 委員（4番 池田 兼三君） 候補者評価委員会というものが各部局から選任されてこの中で候補者の選定をする。それで、その後、市長がよしと言えば決定。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） 決定を議会で決定されるならそれでいいんじゃないの。（発言する者あり）
- 委員（2番 内田 弘幸君） 女性は何名以上とかいうのが。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） 女性と両方ば兼ねて考える。（発言する者あり）
- 委員（2番 内田 弘幸君） 認定農業は5割以上とか決まっておるけんね。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） どうも1年以上続いているのが——そういえば、草野さんが2人いれば、兼業で1人で分けるとしたら、女性がしようかで、「百姓しておらんし」とか言うたことがあった。
- 事務局長（高木 謙次君） 議長、いいですか。議長。
- 議長（馬場 保君） はい。
- 事務局長（高木 謙次君） 前々回の農業委員会、前々回から多分こういった形で議会の同意を得て市長が任命するという形に変わっているんですけど、その頃は、農業委員会のほうから市長部局に対して、利害関係を有しない方を1名とし、基本、優先順位は女性を優先的に選ぶというふうになっている、要望しているみたいですが、前々回のは。前回は出していないんです、要望は。（発言する者あり）
- 委員（15番 森崎 茂徳君） そやけん、前回はもう変わっておらんけんさ。前々回に一応決められたけんからもう。
- 委員（2番 内田 弘幸君） 利害関係がない人を2名にしましょうか。（発言する者あり）
- 議長（馬場 保君） 参考までにちょっとよかですか。農業会議あたりからは、例年、あと一人ぐらいは女性委員を増やしてくださいと。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） 女性やろう。やっぱり1人ではさ、どこに行くにもやっぱり来なく

なるんですね。2人なら。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） ほかに何かご質問ありませんか。意見等々でもよろしゅうございますけれども。

○事務局長（高木 謙次君） 議長、事務局からよろしいでしょうか。

○議長（馬場 保君） はい。

○事務局長（高木 謙次君） 先ほど来、説明をしておりますとおり、事務局のほうでは令和6年7月31日で皆さんの任期が満了になるということから、本年10月に募集を行うように準備を進めております。

各委員の皆様におかれましては、令和3年8月の就任以来、担い手への農地の利用集積や遊休農地の発生防止・解消など、農地利用の最適化の推進にご尽力いただいております、感謝申し上げます。

今回の募集に当たりまして、これまで皆さんが培ってきた経験や知識は、これからの雲仙市の農業振興に欠かせないものと考えており、皆様にはぜひ引き続きご応募いただき、雲仙市の農業の発展に寄与していただければというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、皆さんには、時期が来ましたら募集の案内等をしたいと考えておりますので、前向きな検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。どうか皆様方も引き続き残っていただきますよう、よろしく願いいたします。（発言する者あり）

ほかにご意見等々ございませんか。

○委員（9番 徳永 玉義君） よかですか。

○議長（馬場 保君） 徳永委員。

○委員（9番 徳永 玉義君） この前、会議があったんですけど、このちょっと調査会長は替わったのですかね、ほかのところは。私のところは替わりますので。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 事務局。（発言する者あり）

○事務局長（高木 謙次君） 議長。（発言する者あり）うちのほうで全部報告しましょうか。（「はい」と言う者あり）まず、東部の調査会長は坂本さん、坂本委員です。副が中川委員、地区長が小田さん、副が樫澤委員になります。中部が、調査会長が松尾委員、副が笠原委員、地区長が西山委員、地区の副地区長が前田委員です。西部が、調査会長が田島委員、副調査会長が池田委員、地区長が増田委員、副地区長が渡部委員となっております。

以上、報告です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ほかに意見等々もないようですので、その他に入ります。

○委員（14番 東 康敬君） 瑞穂が2、3で農地パトロールをやったわけです。ところが、タブレ

ットを新しいタブレットにしておるけど、全く効果がないような感じで、何で前のタブレットが使われているんですか。前の情報は全く使えない。（発言する者あり）

○事務局（酒井 伸也君） すいません。タブレットが今年度から、国から配分されたタブレットで新しく今度サポートシステムって、農業委員会のサポートシステムがつくられて、それを使って今の今度使っているタブレットの情報を使ってパトロールをするようになっていきますので、去年までの水土里ネット、土改連の水土里ネットのタブレットとはまたちょっと情報が違うもんですから、かなり使いにくいというふうに聞いております。

○委員（14番 東 康敬君） 使いにくいんじゃないかって、効果ないやろう。だから、この前の去年までのタブレットは、タブレットを見ておればもう大体「ここは黄色じゃな。ここは赤じゃな」ってずっと出てきよったわけやろう。出てこん、今回は。

○事務局（酒井 伸也君） その辺も要望はしたんですけれども、対応できないということでした。

○委員（14番 東 康敬君） あとはもうする側からすれば、あんな古いのはないねというような話ですよ。だから、タブレットは、前しておったやつだけ、前の情報のタブレットでもろうて、こっちにせんようにすればよかですたい。今のタブレットにまず移し替えるようにする。ちなみに、パトロールをするときには、去年は車でずーっと行きながら「あ、ここはこう。ここは誰んどこ」というふうに当たってずーっと見れたわけやったよね。今回は全く見れんとですたい。だから、みんな図面を広げて「あ、ここじゃね。ここじゃね」という形で、タブレットで見ることはなかった。例えば、そこら辺の改善ができんと、何のためのパトロールかも全く分からんような感じがするわけですね。

○議長（馬場 保君） 事務局はついて回っておらんと。

○事務局（酒井 伸也君） 支所の担当がついていってます。（発言する者あり）

○委員（16番 笠原 勝君） 来年は色づけされるということでもないんですか。

○事務局（酒井 伸也君） 色づけしてもらうように要望はしようと思っておりますけれども、対応してもらえるかどうかは分かりません。（発言する者あり）

○委員（14番 東 康敬君） 図面の内容が見えるんじゃないかって、全体が見えるような形で、行くときに、ここは誰んとのところじゃね、これはピンク——ピンクじゃなくて（発言する者あり）うん、色でも分かるようにしておるような感じやけど、今のタブレットはそれが全く出てこんわけです。起こさんと、これはどこだというふうな形でやって、今、クエスチョンマークのような形でずーっと来て、「あ、今はここら辺じゃよね」と。「この星は、あ、これはどこんとやね」という、初めて情報が分かるのですたいね。（発言する者あり）そう。（発言する者あり）住所と地番と何か入れれば出てくるだけでも。（発言する者あり）

○事務局次長（内田 啓輔君） 議長、すいません。そのシステムにつきましては、今度、国のほうで

全国統一したものをつくろうということで、スタートしておりますけれども、出来上がったばかりでございますので、使ってみてやっぱりそぐわない、もう少しこうしたほうがいいというのは、私たちもどんどん直接申し上げたりして、少しずつでも変わっていつている状況はございますので、今言われた農地パトロールにつきましても、もっと簡単、見やすいというような部分をできますように、もっともっと私たちからも直接意見を申し上げて、いい方向に変えていきたいと思っております。

今年はまだとりあえずあのようなことになっておりますので、システムのほうで今どこにいるのかとかというような場所の確認、緑とか赤とかのつけ足しは大変不自由でございますが、地図のほうでということで、二本立てで今年は申し訳ないんですけど。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 1か月に1回は県で会議のなっておるけんさ、県みたいに動けよ。

○事務局次長（内田 啓輔君） はい。（発言する者あり）農業会議のほうにも、こういった状況で困っているというようなところは度々意見しております。（発言する者あり）一応、今回のパトロールの件で、物すごく使いにくいというのはもう一番最初から（発言する者あり）もう言っとうとですよ。さらに、やっぱり結局使うのは現場の私たち、農業委員さん、推進委員さんが使って……

○委員（15番 森崎 茂徳君） 部会長ももともとこれは、農業委員をやっている人は早う言えよ。役場の人に言えよ。

○事務局次長（内田 啓輔君） さらにもっともっと本当申し上げていきたいと思っておりますので。（発言する者あり）前のそれで土改連の使っていたのはもう契約を切れて返しておりますので、もう手元にはございません。（発言する者あり）データは、データ自体はもう移行をしていますので、データはです。

○委員（18番 林田 剛君） 今度のタブレットには反映されんと。

○事務局次長（内田 啓輔君） 反映しています。データの結果、今までの調査結果はばっちり反映はしております。

○委員（18番 林田 剛君） 水土里ネットからマップになったということ。

○事務局次長（内田 啓輔君） そうです。（発言する者あり）

○委員（15番 森崎 茂徳君） 地図は出てこんとやろうもん。

○事務局次長（内田 啓輔君） 地図は出てくるとですけど、見たときに、地図を見て色づけがされていない状況であるというようなことですね。

○委員（2番 内田 弘幸君） 大変よ、現場は。

○委員（14番 東 康敬君） それでね、もう一つは、電波が届かるところはもう全く駄目やろう。だから、さっきも山あり谷ありで電波の届かるところも結構あるわけやろう。（発言する者あり）

○委員（16番 笠原 勝君） どこの農業委員会もそれに変わってしまったんですか。

○事務局次長（内田 啓輔君） 全国統一です。

- 委員（15番 森崎 茂徳君） よそが真面目に見よらんとか。（発言する者あり）
- 委員（1番 松尾 茂敏君） いつまでにせんばとか。
- 事務局（酒井 伸也君） 一応8月いっぱいとはなっとうとですけど、9月中旬ぐらいまでにはお願いしたいと思います。（発言する者あり）
- 委員（16番 笠原 勝君） すいません、いいですか。
- 議長（馬場 保君） はい。笠原委員。
- 委員（16番 笠原 勝君） そもそも農地パトロールって、やっぱり絶対この時期なんですか。草の青々生い茂っておところを確認するためのこの季節なんですか。
- 事務局（酒井 伸也君） そうですね。後の農地利用状況調査とか非農地通知とかのスケジュールを考えて、ちょっともう今の時期になってしまうみたいなんです。
- 議長（馬場 保君） 事務局の都合よ。
- 事務局（酒井 伸也君） すいません。（発言する者あり）
- 委員（14番 東 康敬君） 絶対にあれはもう改善をしていかんと来年は使われん。ただ形があるだけ。あれは本当、支所の人間は全部自分でここはグリーンとか赤とか書きよるけど、あれをもう全部のタブレットに全部落とせっていうわけやけん。今のところはもう図面にちょこちょこちょこ、分かっておるのはこれで見れば分かっておるって言いよったけど、だから、瑞穂の場合はもう一回、あと一回、今度、事務局が落としたのと照合をして、間違いないって言って、この前、調査会か何かのときに、赤判定をしとらんとに、何でこれは赤判定って出てくるとかいう案件が幾つもあったじやなかですか。ああいう間違いがないような形の中で再確認をしようということはおしておるわけですか。今回のように、もう全く図面で落として、今度はそれをタブレットに落として二重で間に合うのか。（発言する者あり）
- 事務局次長（内田 啓輔君） 今のは重ねて農業会議とか国のほうに要望したいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。（発言する者あり）
- 議長（馬場 保君） とりあえず、パトロールに向けて……
- 委員（8番 中川 實美君） 前回、ほら、赤判定で非農地通知ば出したろう。それが自己保全で書いている人のとは、今回、回ってみて改善されておらんなら、また赤判定で上げてよかと。
- 事務局（酒井 伸也君） そうですね。もうその場合は赤でまた上げてもらったほうがいいと思います。
- 議長（馬場 保君） ほかに何かございませんか。
- 委員（5番 山崎 正典君） すいません。
- 議長（馬場 保君） はい。
- 委員（5番 山崎 正典君） いいですか。その赤判定のことで。木が生えておって、その木が切っ

てあるだけでは駄目ですか。（発言する者あり）それは赤判定は変わらんですか。（「うん」と言う者あり）（発言する者あり）見たら。（発言する者あり）切っただけじゃ駄目ですか。（発言する者あり）

○委員（15番 森崎 茂徳君） きれいに切れていればいい。（笑声）（発言する者あり）

○委員（16番 笠原 勝君） 紙ベースが早かかもしれん、もしかしたら。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） ほかに何かございませんか。

非農地パトロールについては、事務局のほうでその都度ついでご指導よろしく申し上げます。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 事務局よりも、じゃあ、各支所にも指示ば出しておけばいい。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、これをもちまして、農地推進に係る協議を終了いたします。

事務局、何かあれば。

○事務局次長（内田 啓輔君） ないです。

○議長（馬場 保君） 委員の皆様、お疲れでございました。

○事務局次長（内田 啓輔君） お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時34分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 8月 7日

議 長

署名委員

署名委員